

# コロナウイルス感染拡大防止に伴う人流の抑制等により売上が減少した交通事業者に対し、「高鍋町内交通事業者支援金」を交付します。

高鍋町では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う人流の抑制等により売上が減少した交通事業者に対し、下記のとおり町独自の支援金を交付いたします。

## 1. 対象者

貸切バス事業（道路運送法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業）・タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗合旅客自動車運送事業）・自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務適正化に関する法律第2条第1項に定める事業）・自家用有償旅客運送を行う者（道路運送法第78条第2号に定める場合において、自家用自動車で有償運送を行うもの）で、令和2年1月1日から令和3年11月30日までに売上高が前年同月と比較して（※）20%以上減少した月がある事業者のうち、次の全ての要素を満たす事業者。ただし、別表に掲げる支援金の交付を受けている事業者は、（1）から（4）までの要素を満たしているものとする。

- (1) 令和3年6月30日までに開業・設立していること
- (2) 法人の場合、本店または支店が町内にあること
- (3) 令和3年9月1日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること
- (4) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有するものでないこと
- (5) 申請する車両が、県内の他の市町村で、県が行う市町村交通事業者支援事業費補助金を財源とした支援金の交付を受けていないこと。

※ 令和2年11月2日以降開業の方は、開業から令和3年11月30日までのいずれかの月で最も高い売上高と最も低い売上高を比較して20%以上減少している月があること。

## 2. 支援金の額

1事業者当たり、次に定める額の合計金額とします。ただし、申請日時点において町内の事業所に保有する車両を対象とします。

貸切バス1台あたり	100,000円
タクシー1台あたり	20,000円
自動車運転代行随伴車両1台あたり	20,000円
自家用有償旅客運送車両1台あたり	20,000円

## 3. 申請方法

以下の期間に必要な書類を添えて提出してください。ただし、別表に掲げる支援金の交付を受けている事業者は、②から④までの書類の提出は不要です。

- (1) 受付期間 令和3年12月10日（金）まで
- (2) 必要書類

① 高鍋町内交通事業者支援金交付申請書兼誓約書（別記様式）

② 直近1期分の確定申告書写し

〈法人〉

直近の事業年度の確定申告書別表一の写し、法人事業概況説明書の写し

〈個人事業主〉

確定申告書第一表の写し又は町民税・県民税申告書の写し

所得税青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し

※ 開業・設立後間もないため申告がお済でない方は、開業届の写し又は法人設立書の写しを提出してください。

③ 売上帳等の売上高が確認できる書類

- ④ 町内で事業を営んでいることが確認できる書類（確定申告書で確認できる場合は不要）
- ⑤ 対象車両が確認できる写真（車両・ナンバープレートの両方が確認できる写真）及び車検証の写し
- ⑥ 振込口座の確認ができる書類（振込通帳の表面・1枚目コピー）
- ⑦ その他、町が必要と認める書類（必要に応じて、後日追加で提出を求める場合があります）

#### 4. 申請書の提出先・問い合わせ先

〒884-8655 高鍋町大字上江8437番地

高鍋町役場 地域政策課 総合政策係 支援金担当

TEL0983-26-2018 E-mail : chiikiseisaku@town.takanabe.lg.jp

#### 別表（1. 対象者、3. 申請方法関係）

支援金名称
高鍋町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援金
高鍋町感染症対策休業等要請支援金
高鍋町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金
高鍋町商工業者緊急対策支援金
高鍋町町内事業者緊急支援金
高鍋町町内事業者緊急支援金（令和3年8月発令分）